



平成20年11月13日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長
(指導第三課)

冬季休業中における児童生徒の指導等
生徒指導の充実について(通知)

冬季休業中は、年末年始にかけて開放的な雰囲気から生活習慣が乱れ、児童生徒が問題行動を起こしやすい時期であるとともに、毎年交通事故が多発する時期でもあります。

また、県内全域から寄せられる不審者情報は、9月末現在371件で昨年の同時期より21件増加しています。児童生徒が不審者の被害に遭うことのないよう、各学校において防犯教室を実施するなど児童生徒の安全確保に対する取り組みの充実を図ってください。

さらに、昨今、携帯電話等の使用によるトラブルが発生していることから、携帯電話等の使用に係る指導方針を明確にして、児童生徒及び保護者に繰り返し周知するとともに、家庭においても携帯電話等の使用に係るルールづくりを行うよう働きかけるなど、学校と家庭が十分連携し、指導の徹底を図ってください。

ついでには、別紙資料を参考にして児童生徒に冬季休業の意義を十分理解させるとともに、一人一人が安全で充実した生活を送ることができるよう所管の各学校を指導してください。

なお、児童生徒の問題行動の指導にあたっては、体罰や行き過ぎた指導がないよう、教職員への指導の徹底を図ってください。

担当 生徒指導係
電話 082-513-5043
(担当者 齊藤)